

## 野木ブランド推進本部設置規則

### (設置)

第1条 野木ブランド認定要綱第3条に規定する野木ブランド（以下「ブランド」という。）に関する事項を審議するための組織として、野木ブランド推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) ブランド認定の計画策定に関すること。
- (2) ブランド品の認定に関すること。
- (3) ブランドマークに関すること。
- (4) アドバイザーの派遣に関すること。
- (5) その他ブランド育成推進のために必要な事項

### (組織)

第3条 推進本部は本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。
- 3 委員は、主幹の職にある者をもって充てる。

### (会議)

第4条 本部長は、必要に応じて推進本部を召集し、総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を副町長が代理する。

### (ブランド育成推進部会)

第5条 推進本部にブランド育成推進部会（以下「推進部会」という。）を置く。

- 2 推進部会は、産業課長を部会長とし、関係課の職員及び商工業、流通、農業、食育、観光等の知識を有する者をもって組織し、部会長が委嘱する。
- 3 推進部会は、推進本部の所掌する事項について協議及び調整を行うとともに、商品の開発、販路開拓等の支援業務及び野木ブランドアドバイザーとの協議を行う。

(事務局)

第6条 推進本部の事務局を主管課に置く。

2 事務局は、推進本部に付議する事案の調整、整理及び提出に関する事務を行う。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則 (平成23年3月31日規則第17号)

この規則は、平成23年3月31日から施行する。

附 則 (平成24年3月7日規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。